

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例

昭和二十九年六月三十日

宮城県条例第三十二号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例をここに公布する。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十三条第四項の規定に基き警察署の名称、位置及び管轄区域を別表の通り定める。

附 則

この条例は、昭和二十九年七月一日から施行する。

附 則（昭和二十九年十月十一日宮城県条例第六十九号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和二十九年八月十日から適用する。

附 則（昭和二十九年十二月二十七日宮城県条例第九十号）

1 この条例は、公布の日から施行し、宮城県角田警察署の項及び宮城県築館警察署の項の改正規定は昭和二十九年十月一日から、宮城県柳警察署の項の改正規定は昭和二十九年十一月三日から、宮城県白石警察署の項及び宮城県若柳警察署の項の改正規定は昭和二十九年十二月一日から適用する。

2 前項の場合において、宮城県角田警察署の項の改正規定中「伊具郡一円」とあるのは、十一月三十日までは「伊具郡一円（耕野村を除く。）」と読み替えるものとする。

附 則（昭和三十年三月十九日宮城県条例第九号）

この条例は、昭和三十年三月三十日から施行する。

附 則（昭和三十年四月四日宮城県条例第二十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十年七月十一日宮城県条例第二十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十年七月十三日宮城県条例第三十五号）

この条例施行の日は、知事が別に定める。

〔昭和三十一年八月規則第四十七号により、昭和三十一年九月一日から施行〕

附 則（昭和三十年十月十二日宮城県条例第五十号）

この条例は、昭和三十年十一月一日から施行する。

附 則（昭和三十一年三月三十一日宮城県条例第二十号）

この条例は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和三十一年十一月二十四日宮城県条例第三十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十三年十月十日宮城県条例第三十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十三年十月二十一日宮城県条例第三十四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十三年十月二十一日宮城県条例第三十五号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十三年十月一日から適用する。

附 則（昭和三十四年三月二十七日宮城県条例第五号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十四年一月一日から適用する。

附 則（昭和三十四年七月十六日宮城県条例第十四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十六年十二月二十五日宮城県条例第四十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十七年七月十六日宮城県条例第九号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日から適用する。

附 則（昭和三十八年十二月二十七日宮城県条例第四十一号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十八年十一月三日から適用する。

附 則（昭和三十九年七月十七日宮城県条例第五十六号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十九年四月一日から適用する。

附 則（昭和三十九年十二月二十五日宮城県条例第六十一号）

この条例は、昭和四十年一月一日から施行する。

附 則（昭和四十一年三月二十九日宮城県条例第五号）

この条例は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十二年七月二十日宮城県条例第二十三号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十二年四月一日から適用する。

附 則（昭和四十二年十月十六日宮城県条例第二十八号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十二年十月一日から適用する。

附 則（昭和四十五年三月二十六日宮城県条例第一号）

この条例は、昭和四十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十六年十一月一日宮城県条例第四十二号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十八年七月七日宮城県条例第二十号）
この条例は、昭和四十八年八月一日から施行する。

附 則（昭和四十八年十月十五日宮城県条例第三十五号）
この条例は、昭和四十八年十一月一日から施行する。

附 則（昭和四十九年七月二十四日宮城県条例第二十八号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十九年十月十五日宮城県条例第三十七号）
この条例は、公布の日から施行し、昭和四十九年九月三日から適用する。

附 則（昭和五十年七月十六日宮城県条例第三十号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十一年三月二十七日宮城県条例第五号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十一年十月二十一日宮城県条例第五十三号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十二年七月二十九日宮城県条例第二十二号）
この条例は、昭和五十二年九月一日から施行する。

附 則（昭和五十三年三月三十日宮城県条例第四号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十三年七月十八日宮城県条例第二十号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十四年七月十六日宮城県条例第十七号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十五年十月十五日宮城県条例第二十三号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十六年三月二十八日宮城県条例第三号）
この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十六年十月十六日宮城県条例第二十八号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十七年三月三十日宮城県条例第五号）
この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十七年十二月二十五日宮城県条例第三十二号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十八年七月八日宮城県条例第十四号）
この条例は、昭和五十八年八月一日から施行する。

附 則（昭和五十八年十二月二十六日宮城県条例第二十一号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十九年十月十五日宮城県条例第二十二号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十年十月十六日宮城県条例第二十四号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十一年十月十三日宮城県条例第二十五号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十二年七月十六日宮城県条例第十四号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十二年十月七日宮城県条例第二十二号）
この条例は、昭和六十二年十一月一日から施行する。

附 則（昭和六十二年十月七日宮城県条例第二十四号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十二年十二月二十四日宮城県条例第三十二号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十三年二月十五日宮城県条例第一号）
この条例は、昭和六十三年三月一日から施行する。

附 則（昭和六十三年七月十九日宮城県条例第十七号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十三年十月十三日宮城県条例第二十八号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年二月二十八日宮城県条例第十三号抄）
（施行期日）

1 この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成二年十月十二日宮城県条例第二十六号）

この条例は、平成二年十一月一日から施行する。

附 則（平成三年十月十一日宮城県条例第三十号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年三月二十七日宮城県条例第十一号）

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成五年三月十八日宮城県条例第一号）

この条例は、平成五年四月一日から施行する。ただし、別表宮城県仙台南警察署の項の改正規定は、規則で定める日から施行する。

〔平成五年規則第八号により、平成五年三月二十二日から施行〕

附 則（平成六年十月十三日宮城県条例第三十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十一年三月十二日宮城県条例第四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十三年七月十日宮城県条例第三十六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十五年三月二十日宮城県条例第十六号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年十二月二十日宮城県条例第七十二号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

〔平成十七年規則第十六号により、平成十七年二月二十一日から施行〕

附 則 (平成十七年三月二十五日宮城県条例第三十七号)

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成十七年七月十四日宮城県条例第百二号)

この条例は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成十七年十二月二十二日宮城県条例第百七十号)

この条例は、平成十八年一月一日から施行する。

附 則 (平成十八年三月二十三日宮城県条例第六号)

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十八年三月二十三日宮城県条例第十九号)

この条例は、平成十八年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成二十一年七月十四日宮城県条例第四十七号)

この条例は、平成二十一年九月一日から施行する。ただし、別表宮城県仙台中央警察署の項の改正規定は、公

布の日から施行する

附 則 (平成二十七年十二月二十四日宮城県条例第七十八号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十八年七月十二日宮城県条例第四十九号)

この条例は、黒川郡富谷町を富谷市とする処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則 (平成三十年十二月二十五日宮城県条例第八十六号)
この条例は、公安委員会規則で定める日から施行する。

別表

名称	位置	管轄区域
宮城県仙台北中央警察署	仙台市青葉区五橋一丁目	<p>仙台市青葉区のうち 青葉山、荒巻（字青葉及び字三居沢）、一番町一丁目から一番町四丁目まで、五橋一丁目、五橋二丁目、大手町、大町一丁目、大町二丁目、霊屋下、花京院一丁目、花京院二丁目、春日町、片平一丁目、片平二丁目、花壇、上杉一丁目（一番から五番まで）、上杉三丁目（一番から三番まで）、上杉四丁目（一番）、川内、川内追廻、川内亀岡北裏丁、川内亀岡町、川内川前丁、川内三十人町、川内新横丁、川内大工町、川内中ノ瀬町、川内明神横丁、川内元支倉、川内山屋敷、川内澱橋通、北目町、国分町一丁目から国分町三丁目まで、米ヶ袋一丁目から米ヶ袋三丁目まで、桜ヶ岡公園、立町、中央一丁目から中央四丁目まで、土樋一丁目、錦町一丁目、錦町二丁目（一番及び五番）、支倉町（一番）、二日町（一番、二番及び六番）、本町一丁目から本町三丁目まで、宮町一丁目</p>
宮城県仙台南警察署	仙台市太白区长町六丁目	仙台市太白区
宮城県仙台北警察署	仙台市青葉区昭和町	仙台市青葉区（宮城県仙台北中央警察署の管轄区域を除く。）
宮城県仙台東警察署	仙台市宮城野区南目館	仙台市宮城野区
宮城県泉警察署	仙台市泉区泉中央一丁目	<p>仙台市泉区 黒川郡のうち 大和町（学苑（二番二及び二番三））</p>

宮城県河北警察署	宮城県登米警察署	宮城県佐沼警察署	宮城県気仙沼警察署	宮城県石巻警察署	宮城県大和警察署	宮城県岩沼警察署	宮城県塩釜警察署	宮城県若林警察署
石巻市相野谷	登米市登米町	登米市迫町	気仙沼市	石巻市山下町一丁目	黒川郡大和町	岩沼市	塩釜市	仙台市若林区荒井東一丁目
石巻市のうち 相野谷、飯野、大森、尾崎、釜谷、北境、小船越、皿貝、中島、長面、中野、成田、針岡、東福田、福地、馬鞍、三輪田、雄勝町、桃生町、北上町	登米市（宮城県佐沼警察署の管轄区域を除く。）	登米市のうち 迫町、中田町、米山町、石越町、南方町	気仙沼市	石巻市（宮城県河北警察署の管轄区域を除く。） 東松島市 牡鹿郡一円	黒川郡のうち 大和町（宮城県泉警察署の管轄区域を除く。）、大郷町、大衡村	富谷市 名取市 岩沼市	塩釜市 多賀城市 宮城県一円	仙台市若林区

宮城県南三陸警察署	本吉郡南三陸町	本吉郡一円
宮城県古川警察署	大崎市古川大宮一丁目	大崎市（宮城県鳴子警察署の管轄区域を除く。）
宮城県遠田警察署	遠田郡美里町	遠田郡一円
宮城県若柳警察署	栗原市若柳	栗原市（宮城県築館警察署の管轄区域を除く。）
		<p>栗原市のうち 築館、築館青野、築館伊豆一丁目から築館伊豆四丁目まで、築館木戸、築館源光、築館新田、築館高田一丁目から築館高田三丁目まで、築館藤木、築館宮野中央一丁目から築館宮野中央三丁目まで、築館薬師一丁目から築館薬師四丁目まで、築館薬師台、瀬峰赤刈、瀬峰愛宕、瀬峰愛宕南、瀬峰荒町、瀬峰泉谷、瀬峰泉谷南、瀬峰伊勢堂、瀬峰一番江、瀬峰牛渕、瀬峰牛渕前、瀬峰後谷地、瀬峰大境前、瀬峰大境山、瀬峰大百刈、瀬峰大屋敷、瀬峰大屋敷前、瀬峰大鱧谷、瀬峰沖の畑、瀬峰沖の前、瀬峰折越浦、瀬峰蒲盛、瀬峰上沢田、瀬峰神田、瀬峰上富川原、瀬峰上富前、瀬峰上野沢、瀬峰上藤、瀬峰上屋敷、瀬峰刈安沢、瀬峰川ノ畑、瀬峰川前、瀬峰岩石、瀬峰北ノ沢、瀬峰北谷地、瀬峰葉沢西、瀬峰葉沢東、瀬峰熊野堂、瀬峰荒神堂、瀬峰高土山、瀬峰小関、瀬峰小深沢、瀬峰在家前、瀬峰坂ノ下浦、瀬峰坂下前、瀬峰坂ノ下前北、瀬峰三代、瀬峰三代下、瀬峰三番江、瀬峰中三番江、瀬峰柴ノ脇、瀬峰清水沢、瀬峰清水山、瀬峰清水山前、瀬峰下田、瀬峰下富川原、瀬峰下富前、瀬峰下野沢、瀬峰下の前、瀬峰下藤沢、瀬峰下前沢、瀬峰下谷地、瀬峰十王堂、瀬峰十王堂前、瀬峰新愛宕南、瀬峰新後谷地、瀬峰新下の前、瀬峰新下田、瀬峰新下藤沢、瀬峰新神明南、瀬峰新瀬嶺、瀬峰新蔵王、瀬峰新道東、瀬峰新中田、瀬峰新船橋、瀬峰新堀、瀬峰神明、瀬</p>

峰神明浦、瀬峰神明南、瀬峰水門前、瀬峰諏訪原、瀬峰藤沢瀬嶺、
瀬峰蔵王、瀬峰大黒塚前、瀬峰壇ノ越、瀬峰力石、瀬峰長者原、瀬
峰鶴巻、瀬峰寺浦、瀬峰寺沢、瀬峰天神、瀬峰天神下、瀬峰筒ヶ崎
、瀬峰筒場、瀬峰長根、瀬峰中ノ口、瀬峰中藤、瀬峰新井堤下、瀬
峰新井堀、瀬峰新井屋敷、瀬峰西川原、瀬峰西原、瀬峰西原前、瀬
峰新田沢、瀬峰二番江、瀬峰沼田、瀬峰根岸、瀬峰根岸前、瀬峰野
沢、瀬峰野沢前、瀬峰除、瀬峰橋本浦、瀬峰八幡、瀬峰八幡前、瀬
峰原田、瀬峰樋口山、瀬峰樋渡、瀬峰樋渡川原、瀬峰樋渡前、瀬峰
福田、瀬峰福田浦、瀬峰福田南、瀬峰袋沢、瀬峰藤田、瀬峰二ツ谷
、瀬峰二又、瀬峰船橋、瀬峰船橋前、瀬峰堀籠、瀬峰堀籠川原、瀬
峰前沢、瀬峰町田、瀬峰町田前、瀬峰南谷地、瀬峰宮小路原西、瀬
峰宮小路原東、瀬峰宮田、瀬峰本寺、瀬峰桃生田、瀬峰桃生田前、瀬
瀬峰薬師堂前、瀬峰谷地田、瀬峰山崎前、瀬峰富要害、瀬峰藤沢要
害、瀬峰要害前、瀬峰横名堤下、瀬峰横森前、瀬峰四ツ壇、高清水
赤坂、高清水上沢、高清水揚沢、高清水浅野、高清水浅野前、高清水
水愛宕、高清水穴田、高清水新町、高清水石神、高清水石沢、高清水
水石沢浦、高清水石沢浦東、高清水石沢前、高清水板橋、高清水一
本松、高清水浦柏木、高清水浦木戸、高清水浦西田、高清水浦の沢
、高清水浦南沢、高清水雲安、高清水運難、高清水大沢、高清水大
西、高清水大日向、高清水沖、高清水乙牧堀、高清水小山下、高清水
水小山田、高清水折木、高清水覚満寺、高清水覚満寺台、高清水覚
満寺前、高清水欠屋敷、高清水影の沢、高清水柏木、高清水桂葉、高
高清水金井神、高清水蟹沢尻、高清水上折木、高清水上桂葉、高清水
水上京ヶ崎、高清水上佐野、高清水上関の田、高清水上外沢田、高
清水賀美田、高清水上台下、高清水上竹の内、高清水上筒の口、高
清水上萩田、高清水神原、高清水萱刈、高清水刈込沢、高清水川崎
、高清水川南、高清水川向田、高清水川原、高清水水川前、高清水閑
所拔、高清水観音沢、高清水観音堂、高清水雉子畑、高清水北甚六
原、高清水北原、高清水狐穴、高清水京ヶ崎、高清水京ヶ崎穴田、
高清水京の沢、高清水崩目、高清水熊野、高清水熊野堂、高清水久

宮城県築館警察署

栗原市築館

保田、高清水桑田、高清水甲牧堀、高清水五輪、高清水境田、高清水桜丁、高清水五月田、高清水佐野沢田、高清水佐野丁、高清水猿楽田、高清水沢、高清水沢田、高清水地蔵田、高清水下町、高清水水権現、高清水水権現下、高清水下折木、高清水下柏木、高清水下京ヶ崎、高清水下佐野、高清水下関の田、高清水下竹の内、高清水下田、高清水下台下、高清水下中の茎、高清水宿の沢、高清水十二神、高清水勝負ヶ町、高清水新赤坂、高清水新小山下、高清水新覚満寺、高清水新桂葉、高清水新萱刈、高清水新刈沼、高清水新狐穴、高清水新京ヶ崎、高清水新佐野、高清水新沢田、高清水新水権現、高清水新勝負ヶ町、高清水新神明、高清水新透川、高清水新関の田、高清水新千神、高清水新剃田、高清水新田、高清水新筒の池、高清水新中島、高清水新中の茎、高清水新西石沢前、高清水新西神原、高清水新西熊野堂、高清水新南沢、高清水神明、高清水新竜泉寺浦、高清水透川、高清水堰向、高清水千神、高清水千刈高田、高清水善光寺、高清水前棚、高清水膳棚、高清水袖山、高清水外沢田、高清水太子堂、高清水高田、高清水高田岡田、高清水水竹の内、高清水立街道、高清水大寺、高清水台町、高清水辰の口、高清水田中、高清水壇前、高清水長福寺、高清水堤下、高清水鶴巻、高清水丁神明、高清水丁牧堀、高清水手取、高清水寺前、高清水天神浦、高清水天神堂、高清水天王沢、高清水豊田、高清水筒の池、高清水筒の口、高清水中江、高清水中佐野、高清水中里、高清水中の茎、高清水中の沢、高清水中袋、高清水中町、高清水長畑、高清水長町、高清水西雲安、高清水西刈沼、高清水西川崎、高清水西川原、高清水西久保田、高清水西沢田、高清水西善光寺、高清水西手取、高清水西中里、高清水忽滑、高清水忽滑沢、高清水原、高清水原下、高清水原田、高清水日影、高清水東浦、高清水東刈沼、高清水東久保田、高清水東善光寺、高清水東館、高清水日向、高清水広表、高清水広畑、高清水福塚、高清水二ツ井戸、高清水瀏際、高清水不動寺前、高清水丙神明、高清水丙牧堀、高清水戊神明、高清水前田、高清水前谷地、高清水町田、高清水松の木沢田、高清水松原、

高清水御影、高清水水押、高清水水の手、高清水道下、高清水三森、高清水南観音、高清水南沢、高清水南甚六原、高清水南原、高清水脇、高清水向野、高清水仰返り、高清水向田、高清水室の木、高清水明官、高清水本町、高清水本道、高清水茂路具多、高清水八重壁、高清水要の森、高清水横手、高清水来光沢、高清水竜泉寺浦、高清水若宮、一迫、一迫片子沢岩下、一迫片子沢兎沢、一迫片子沢上権平、一迫片子沢川南、一迫片子沢小横道、一迫片子沢妻の神、一迫片子沢外の沢、一迫片子沢大百刈、一迫片子沢堤ヶ沢、一迫片子沢鶴ヶ沢、一迫片子沢原田、一迫片子沢六百刈、一迫北沢青符、一迫北沢秋山、一迫北沢油ヶ沢、一迫北沢一本松、一迫北沢一本松北、一迫北沢入の沢、一迫北沢裏の沢、一迫北沢漆垣、一迫北沢運南、一迫北沢王沢、一迫北沢大沢、一迫北沢大又、一迫北沢垣の内、一迫北沢金沢、一迫北沢上大又、一迫北沢北又、一迫北沢佐野、一迫北沢沢田、一迫北沢山居、一迫北沢下長田、一迫北沢十文字、一迫北沢白山、一迫北沢新大沢、一迫北沢新沢田、一迫北沢新白山、一迫北沢新大辻、一迫北沢新田沢、一迫北沢新日向、一迫北沢新町田、一迫北沢楢の沢、一迫北沢洲崎、一迫北沢大辻、一迫北沢高穴沢、一迫北沢高田、一迫北沢辰の口、一迫北沢田中、一迫北沢鼓田、一迫北沢寺沢、一迫北沢天拝、一迫北沢西沢田、一迫北沢西田、一迫北沢西原、一迫北沢二本松、一迫北沢野山、一迫北沢畑北、一迫北沢半金沢、一迫北沢東沢田、一迫北沢日向、一迫北沢平林北、一迫北沢平林南、一迫北沢不動、一迫北沢町田、一迫北沢松木田、一迫北沢的場、一迫北沢南又、一迫北沢明神下、一迫北沢室の沢、一迫北沢山崎、一迫北沢山崎裏、一迫北沢山館、一迫北沢類子、一迫北沢稻荷前、一迫北沢山崎、一迫北沢山崎裏、一迫北沢山崎浦の沢、一迫北沢山崎浦の沢、一迫北沢山崎大坂浦、一迫北沢山崎大坂前、一迫北沢山崎大堰原、一迫北沢山崎大日向、一迫北沢山崎川崎浦、一迫北沢山崎切付、一迫北沢山崎久保田、一迫北沢山崎小松原、一迫北沢山崎次郎、一迫北沢山崎新高屋敷前、一迫北沢山崎新山崎前、一迫北沢山崎鈴木、一迫北沢山崎鈴木前、一迫北沢山崎膳店、一迫北沢山崎平、一迫北沢山崎高屋敷、一迫北沢山崎高屋敷前、一迫北沢山崎滝の

宮城県白石警察署	宮城県大河原警察署	宮城県加美警察署	宮城県鳴子警察署	
白石市	柴田郡大河原町	加美郡加美町	大崎市鳴子温泉	
白石市 刈田郡一円	柴田郡一円	加美郡一円	大崎市のうち 鳴子温泉、鳴子温泉鬼首、岩出山、岩出山池月、岩出山上野目、岩出山下一栗、岩出山下野目、岩出山南沢	沢、一迫狐崎館前、一迫狐崎仲兵衛浦、一迫狐崎忠兵衛浦前、一迫狐崎堤下、一迫狐崎寺前、一迫狐崎天神下、一迫狐崎伝助沢、一迫狐崎堂の沢、一迫狐崎中荒田、一迫狐崎中荒田前、一迫狐崎狭土手、一迫狐崎橋本前、一迫狐崎鉢森前、一迫狐崎八甫、一迫狐崎妙円、一迫狐崎山崎前、一迫狐崎与六浦、一迫狐崎六郎沢、一迫真坂、一迫柳目、志波姫上戸南、志波姫荒町北、志波姫荒町南、志波姫伊豆野、志波姫上沖、志波姫上里、志波姫蔵場南、志波姫刈敷、志波姫刈敷新治郎、志波姫北伊豆野、志波姫北郷、志波姫北堀口、志波姫芝の脇南、志波姫下沖、志波姫下里、志波姫城内北、志波姫城内南、志波姫新上戸、志波姫新大江北、志波姫新大谷地、志波姫新刈敷、志波姫新川の口、志波姫新熊谷、志波姫新徳富、志波姫新中沖、志波姫新糠塚、志波姫新沼崎、志波姫新橋本、志波姫新馬場、志波姫新原、志波姫新日向、志波姫新間海、志波姫新八樟、志波姫台東、志波姫大門南、志波姫高畑浦、志波姫館浦、志波姫館輪、志波姫戸崎北、志波姫戸崎南、志波姫中沖、志波姫西沖、志波姫沼崎、志波姫花崎西、志波姫花崎東、志波姫東沖、志波姫堀口、志波姫堀口沖、志波姫間内東、志波姫南伊豆野、志波姫南郷、志波姫南堀口、志波姫南八樟、志波姫八樟、志波姫八樟沖、志波姫八樟北、志波姫要害東、志波姫横峰浦、花山

宮城県亘理警察署	宮城県角田警察署
亘理郡亘理町	角田市
亘理郡一円	角田市 伊具郡一円